# 生徒心得

### 第1章

高校生としての本分をわきまえ、学校生活の意義を自覚して責任ある行動ができるよう心がける。

### 第2章 校内の生活について

- ① 始業5分前には登校し、遅刻をしない。
- ② 遅刻、早退、欠席、欠課は、必ずHRTに届ける。
- ③ 始業から終業までの間は外出を避け、特に外出を必要とする場合は外出許可を受ける。
- ④ 学校の施設・器具の使用については、大切に取り扱い破損しないように注意する。また、誤って破損した場合は必ず届け出て指示を受ける。
- ⑤ 所持品の記名を励行し、特に貴重品の保管に注意する。
- ⑥ 上履は所定のスリッパを使用し、下履との区別を厳守する。また、体育館では所定の運動靴を使用する。
- (7) 学校内に直接学習に関係のない物品(トランプ等の遊具)を持参しない。
- ⑧ 生徒間の金銭、物品の貸借は度を越えないようにする。物品の売買は禁止する。
- ⑨ 校内で携帯電話を使用する場合はマナー(情報モラル)を守る。
- ⑩ 携帯電話については預かり指導を行う。(朝のSHRで集め、帰りのSHRで返却する。)

# 第3章 校外における生活について

- ① 交通マナーを守り、他人の迷惑にならないように心がけるとともに事故の防止に努める。
- ② 歩行時および、列車やバス等の車内ではマナーを守る。
- ③ 自転車は指定された場所に駐輪する。
- ④ 自転車通学の許可者は、学校より半径2km以遠の者とする。
- ⑤ 自転車に乗る時には、ヘルメットの着用を励行する。
- ⑥ 高校生の交通事故防止を目的とする「4ない運動」を守る。(単車、自動車の運転免許はとらない。単車、自動車を買わない。単車、自動車を運転しない。他人の車にみだりに同乗しない。)

# 第4章 禁止行為

- ① 法に触れる行為
- ② 考査中の不正行為
- ③ SNSやインターネットへの個人情報の書き込みや、法に触れる画像(動画を含む)を投稿する行為。

# 第5章 服装・頭髪等について

本校の生徒であることを常に自覚し、学業を志す者にふさわしい頭髪・服装を心がける。

- ① 制服は、学校指定のスラックスタイプ、またはスカートタイプの物を選択し着用する。
- ② 制服について詳細は「着こなしガイド」を参照すること。

# 注意事項

# 《冬スタイルについて》

- ・スラックスタイプ、スカートタイプともネクタイ着用を正装とする。
- ・スラックスタイプは必ずベルトを着用する。ベルトについては、黒、茶系の単色。華美でないもの。
- ・スカートタイプは採寸時の物を正しく着用する。

#### 《夏スタイルについて》

・プルオーバーシャツとジャケット、セーターの組合せは認めない。

### 靴下

- ・スラックスタイプは白色、黒色、紺色で柄のないもの。ワンポイントは可。
- ・スカートタイプは学校指定のものを着用する。

### 靴

・華美でないもの。

#### 防寒着

・華美でないものを着用する。

#### 頭髮

・高校生として相応しい髪型とする。

以下の項目については禁止する。

- ・マニキュア、口紅等の化粧は禁止する。
- ・ピアス、指輪、ネックレス、イヤリング、カラーコンタクト等の装身具の着用は禁止する。

#### 第6章 アルバイトについて

- ・次の条件においてのアルバイトは禁止する。
  - ① 無断アルバイト
  - ② 宿泊、危険を伴うもの
  - ③ 午後8時以降、午前5時以前
  - ④ 考査1週間前および考査中
  - ⑤ 原則平日のアルバイト
- ・週末、長期休業中のアルバイトについては、必ず「アルバイト申請書」を提出し、アルバイト許可書を発行された生徒はアルバイトを認める。
- ・学校生活に問題が生じた場合は、改善が見られるまでアルバイトを中止する。

#### 第7章 いじめについて

# 定義 いじめ防止対策推進法【第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が身心の苦痛を感じているものをいう。

# いじめの具体的な態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

# 基本姿勢

- ・いじめは人権問題であり、「いじめは人間として絶対に許されない」行為である。
- ・いじめが起きた場合は、必要に応じて関係機関と連携し対応する。

詳細は、「益田清風高等学校いじめ防止基本方針」に従う。